

反社会的勢力等の排除に関する誓約書

通信機器産業健康保険組合 殿

当事業所は、通信機器産業健康保険組合（以下、「組合」という。）への編入に際し、以下のとおり誓約いたします。

- 1 当事業所は、当事業所及び被保険者・被扶養者が、過去及び現在、更には将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) その他前各号に準ずる者

- 2 当事業所は、過去及び現在、更には将来にわたって、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という。）と、次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係

- 3 当事業所は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明、確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引及び官公署等への申請等に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 4 当事業所は、取引先との関係において、次の各号のとおりであることを表明、確約いたします。
- (1) 取引先が過去及び現在、更には将来にわたって、第1項の各号のいずれにも該当しないこと、第2項の各号のいずれかに該当する関係がないこと及び前項の各号に該当する行為を行わないこと
 - (2) 取引先が前号に違反することが判明した場合には、直ちに当該取引先との間の契約を解除し、または解除するための措置をとること
- 5 当事業所は、前4項に違反した場合、組合から脱退することとし、遅滞なく脱退の手続を行うことを表明、確約いたします。
- 6 当事業所は、前項により組合から脱退する場合において、当事業所に損害が生じたとしても組合に対して損害の賠償を請求しないこと及び当事業所の責めに帰すべき事由により脱退の手続が遅滞し、これにより組合に損害が生じたときは組合に対しその損害の賠償をすることを表明、確約いたします。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名